

地域活動を活性化するための仕組みに関する考察

―品川区の条例を事例として―

A study on the mechanism to activate area activity

- A case of a regulation in Shinagawa ward -

上山 肇 (法政大学)

Hajime Kamiyama (House University)

1. はじめに

我が国における地域コミュニティに大きな役割を果たしてきた町会・自治会は、そもそも地域を基盤にその地域に住んでいる住民の地縁という絆で結ばれた住民の共同体である。

近年、都市部においては、新たに建設されたマンションが町会に加入しないなど、地域とマンションとのコミュニティ形成が十分に図られていないことが地域社会において課題となっており、各自治体においてもその対応策を思案しているところである。

そうした中で品川区は 2016 年に 23 区では初めてとなる「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」を制定し、2017 年には渋谷区においても同様の条例^(注1) が制定され、ルールという観点からアプローチする自治体が見受けられるようになってきた。

本稿では、そうした取り組みに着目し、今後の地域のコミュニティ形成のあるべき姿やそれを実現するための仕組み等の可能性について探ることを目的としている。

2. 品川区における町会・自治会の活動と品川区の取り組み

2-1 町会・自治会の活動

町会・自治会は、地域の住民がそれぞれ生活を営む中で生まれた地域を代表する団体である。全国の各地域でも同様にその歴史は古く、地域コミュニティの中心的な役割を担ってきた。最近では、品川区においてもマンションの新設に伴い、新たに品川に転居して来られる方々から、“町会・自治会では何をしているのか”との問い合わせが地域センターの窓口等でも増えてきているという。

町会・自治会は、安全で住みよいまちづくりに向けて、次のようにさまざまな活動を行っている。①地域の安全を守るため、防犯・防火パトロールや防災訓練を行うほか、災害時に必要な器材を備える活動 ②地域の環境を守るため、資源の回収（リサイクル活動）やまちの清掃活動 ③地域の交流を図るため、親子で参加できる行事や区民まつり等の行事 ④地域の子どもたちを見守るため、子どもの登下校を見守る 83 運動への協力や、子どもたちの健全な育成を図る「親子レクリエーション」などの活動 ⑤高齢者を含めた地域の皆様が安心して暮らせるため、地域の支えあいによる「ふれあいサポート」への協力や災害時に一人で避難できない方々を避難所にお連れするなどの活動 ⑥広く社会に貢献するため、

日赤募金や共同募金などの社会福祉活動 ⑦地域へいち早く情報を伝えるため、区や町会の掲示板や回覧板によって、必要な情報を町会・自治会を通じて地域の方々への必要な情報を提供する活動

また、品川区では住まれている方々（特に新築マンション等での転入者）が町会・自治会に積極的に参加し、より地域のことを知ってもらうための手段として、ガイドブックを作成するなど町会・自治会への入会を積極的に勧めている。

2-2 品川区の取り組み

品川区には 203 の町会・自治会が存在しており、地域社会の発展に重要な役割を果たしているにもかかわらず、未だ町会・自治会に関する法的な位置づけは明確となっていない状況にあった。

そこで品川区では、2014 年度に「町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究委員会」を立ち上げ、地域代表委員（5 名の町会長）の参加のもと検討を進めた。

2 年間の調査研究から、町会・自治会が地域住民同士の親睦やつながりを深め、安全で住みやすい地域づくりのために日々地道な活動を続けていることを再認識する一方で、担い手不足や役員の負担感の増加、新たな住民に町会・自治会の活動が知られていないことなど、様々な課題を抱えていることが明らかになった。

2-3 ヒアリング調査の実施

条例制定から 1 年が経過した現在、その実態を知るため、2017 年 5 月 10 日に品川区に対してヒアリングを行うと同時に、翌 5 月 11 日には条例策定時の名和田是彦委員長^(注2)に当時の状況について伺った。その結果、次のようなことを伺うことができた。

(1) 協働について

市民協働という観点では、品川区の制度として「協働事業提案制度」と「区民活動助成制度」があるが、町会・自治会としての参加が少ない現状にある。区としては参加の数を何とか増やしていきたいと考えている(図 1)。

(2) 町会・自治会について

区としては助成補助を行い加入促進を図っていて、2016 年度においては予算として 5 万/1 町会で 50 件分組んでいたが、実績は 10 件であった。

また、新規事業応援補助として 2016 年度においては、予算として 10 万/1 町会で 40 件分組んでいたが、実績は 27 件であり、ほとんどがバスハイクに使用されていた。2017 年度は 10 万/1 町会で 50 件分（10 件増）組んでいる。

(3) マンションについて

区としても集合住宅の自治会加入を大きな課題として受け止めている。自治会ではガイドブックを作成し、転居者等に自治会の活動について案内している。

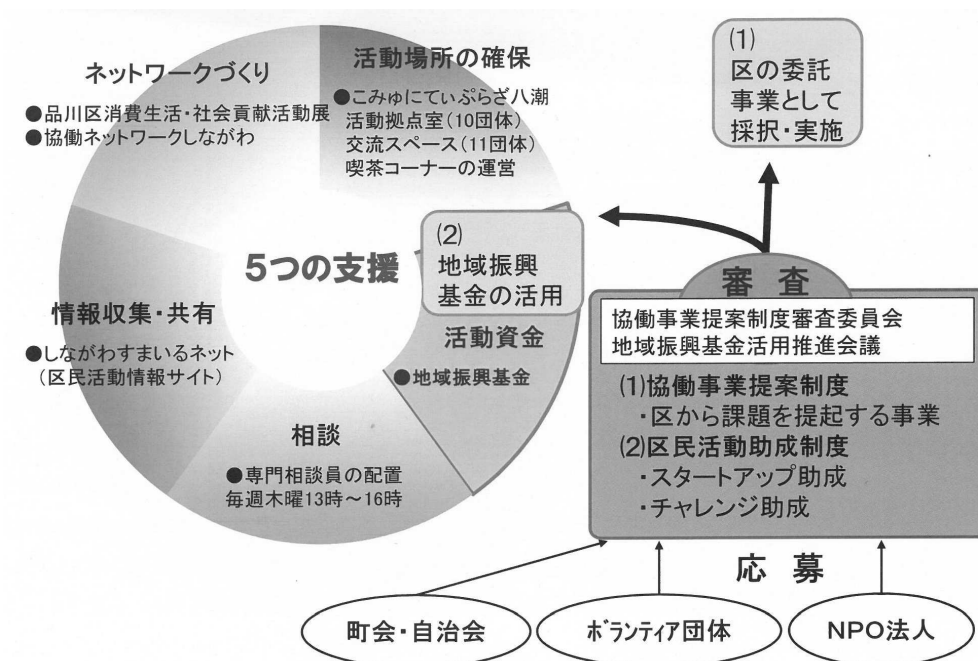


図1 協働に関する5つの支援と地域振興基金の活用（出典：品川区地域活動課）

3. 「品川区町会および自治会の活性化の推進に関する条例」のポイント

この条例は、地域コミュニティの核として活躍している町会や自治会の活動活性化を推進するためのもので、町会や自治会を中心に区と区民、事業者がそれぞれの役割を果たすことで地域のつながりを強め、共助の精神に支えられた地域社会の実現をめざしている⁽²⁾。

ポイントは次の3点である。

- 1) 地域コミュニティの維持と形成に重要な役割を果たしてきた町会・自治会の位置付けを明らかにすること ⇒ 第4条において「町会および自治会の役割」として、町会および自治会が、地域コミュニティの核として、地域住民同士の親睦やつながりを深めるための活動をはじめ、地域で起きる多種多様な課題を解決するための活動を続けている自主的団体であるとしている。
- 2) 区の責務を定めるとともに、区民・事業者に対して、町会・自治会の活動への参加協力を求めること ⇒ 第5条で、「区の責務」として、区長が町会・自治会と協働し、地域活性化に資する施策を総合的に策定・実施することや区民の参加促進のための支援、町会・自治会の連携のための支援について定め、第6条・第7条それぞれにおいて「区民の役割」と「事業者の役割」を定めている。
- 3) 町会・自治会への加入と活動への参加を促進するためのしくみをつくること ⇒ 第10条では、地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるための広報活動、啓蒙活動のための支援、町会・自治会への加入促進のための支援についてうたわれ、第11条で事

業者の住宅購入・賃借者に対する町会・自治会の活動に関する情報の提供努力、第 12 条でマンション管理者等へ町会・自治会活動への協力努力、第 13 条で地域連絡協力員^(注 3)の選任といった仕組みを定めている。

4. おわりに

本稿では、地域活動を活性化するための仕組みとして、地域とマンションとのコミュニティ形成を図ることにも結びつく一つ的手段としての「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」を取り上げ、その実態について探ったが、制定して間もない中、今の時点で次のようなことがわかった。

- ① 地域を活性化するための仕組みの一つ的手段として条例があるが、まだその運営や実態(効果等)については時間をかけて検証・評価しなければならない点が多くあること
 - ② 所管する部署への聞き取りを通して、条例の意味・意義についての反応が薄かったことからわかるように、行政として仕組みの活用や展開の方法を探る必要性があること
- 品川区については、条例を制定したことへの取り組みは評価できるが、運用・活用・展開の可能性には課題が残る。今後、同様の問題・課題を抱えている周辺区に対しても調査を行っていきたい。

【注】

(注 1) 渋谷区新たな地域活性化のための条例、2017 年 3 月 31 日、条例第 10 号

(注 2) 品川区：町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究委員会

(注 3) マンション居住者と地域住民との交流を促進するために必要な事項等について、町会・自治会との連絡・調整を行う者

【参考文献】

(1) 品川区企画部企画調整課：「平成 27 年度 町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究報告書」、2016. 3

(2) 品川区：「しながわ (町会・自治会特集号)」、2016. 4

*本研究は、「平成 29 年度『千代田学』事業 千代田区におけるマンションと地域の交流促進-市民協働の視点から-」の一部として助成を受けて行っている。